

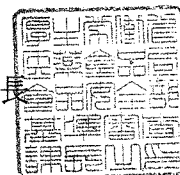
資料 5

食安基発 0704 第 2 号

平成 25 年 7 月 4 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

平成 24 年 6 月 1 日付け府食第 543 号により平成 25 年 6 月末までに提出するよう依頼のありましたアルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、カルミン及び酸性リン酸アルミニウムナトリウムの食品健康影響評価に係る補足資料のうち、補足資料 1 について、別添のとおり遅延する旨の理由書を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、2 及び 3 の事項に関しましては、平成 24 年 6 月 25 日付け食安基発 0625 第 4 号により提出していることを申し添えます。



(別紙)

【提出遅延理由】

アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、カルミン及び酸性リン酸アルミニウムナトリウムの要求事項のうち、1の事項に関しましては、調査中であり、回答書の作成に更なる時間を必要とします。

今後の対応については、引き続き速やかに対応します。

補足資料要求事項（平成24年6月1日付け府食第543号）

- 1 2011年6月第74回JECFA会議におけるアルミニウムの評価結果であるPTWI 2mg/kg 体重/日の設定の根拠となったNOAELに係る試験成績や重要な毒性所見が認められている試験成績について、引用されている原著論文等を提出すること。
- 2 「酸性リン酸アルミニウムナトリウムの食品健康影響評価に係る補足資料（厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 平成24年5月）の3ページの4行目及び25ページの25行目から26行目までに記載された「平成23年度から平成24年度末までの調査」について、結果をとりまとめ、報告すること。
- 3 上記1～3に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。